

裁定委員会細則

第1条(目的)

本細則は、公益社団法人日本ボート協会(以下、「本会」という。)の裁定委員会規定23条に基づき、裁定委員会の運営等を円滑にするため、これに関する事項について定める。

第2条(評議)

1. 裁定委員会の評議は合議によるものとする。合議が整わないときは、多数決によって決する。
2. 前項の評議は秘密会とし、評議に関与した各委員は、これを他に公開等してはならない。

第3条(申立手続)

1. 裁定の申立を行う者(以下、「申立人」という。)は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。

(1) 裁定申立書	正本1部と副本3部
(2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その写し	4部
(3) 補佐人もしくは代理人を付したい場合は、これらの者の選定届	1部
2. 前項第1号の裁定申立書は、当委員会所定の様式のものを用い、そこに指示された記載事項を補充したうえで、提出するものとする。但し、申立の理由については、当委員会所定の期間内(申立後5日以内)に追完できるものとする。
3. 申立の手数料は1件につき3万円とし、申立と同時に納付しなければならない。

申立が複数に亘るときは、裁定委員会は、申立相互の関連性等を審査し、必要な納付額を定めて、申立人に告知するものとする。

第4条(申立の受理及び通知)

1. 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理

するとともに、申立の相手方に対し、その旨を通知する。

2. 前項の通知には、裁定申立書1部を添付しなければならない。
3. 裁定申立が、裁定委員会規定付則第2号の紛争に関わるものである場合には、第1項の通知に裁定手続に応じるか否かの回答書を添付し、速やかにその回答を求めるものとする。
4. 相手方が、裁定手続に応じない旨の回答書を提出したときには、裁定委員会は裁定手続不開始の決定をし、これを申立人に告知するとともに、予納された手数料全額を返還する。この不開始の決定は、裁定委員会委員長が単独で行うことができるものとする。

第5条(答弁)

1. 相手方は、審問期日当日までに、裁定委員会に対し、裁定申立書の記載・主張に対応する答弁を記載した答弁書4通を提出しなければならない。

この場合において、相手方が、補佐人もしくは代理人を付したい場合は、これらの者の選定届1通を提出するものとする。

2. 相手方は、答弁の理由を裏付ける書証等の証拠資料があるときは、審問期日に提出することができる。この場合においては、原則として証拠説明書を付するものとする。これらの書面については4通ずつを提出するものとする。
3. 相手方が、適式な呼出し等を受けたにも関わらず、裁定手続に応じないときは、裁定委員会は、不服申立を認容し、決定等を取り消すことができる。

第6条(申立内容の変更)

申立人は、裁定申立の通知が相手方に発信された後は、裁定委員会の許可がなければ、申立の内容を変更することができない。

第7条(調査権限)

1. 裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めるときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、検証を実施し、資料の提出を命じることができる。
2. 前項の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとし、これらの

調査等の申立をする当事者は、裁定委員会の定める費用を予納しなければならない。

第8条（和解）

1. 裁定委員会は、裁定判断を下すまでの間、いつでも和解を試みることができ、和解の合意ができれば、当事者間で和解契約書を作成するものとする。
2. 前項の和解契約書を取り交わした時点で、裁定手続は終了するものとする。

第9条（裁定書等）

1. 当事者間に、和解が成立する見込がなくなったときは、裁定委員会は、裁定判断の宣告期日を各当事者に告知して審理を打切るものとする。
2. 裁定委員会は、宣告期日においては、裁定判断の結論及び要旨を記載した裁定告知書を当事者に交付すれば足りるものとする。
3. 裁定委員会は、宣告期日後2週間以内に裁定書を作成して各当事者及び本会理事会に交付するものとする。

この裁定書には、次の事項を記載して、裁定手続に参与した裁定委員が署名押印しなければならない。

- (1) 当事者の表示
- (2) 裁定主文（費用負担条項を含む）
- (3) 裁定理由
- (4) 裁定書の作成年月日

第10条（書式等）

裁定手続にかかる各書面の様式、書面作成者に対する説明文及び手続の手引書を別紙のとおりと定める。

第11条（施行期日）

本細則は、平成25年1月1日から施行する。

以上